

## 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の概要

表示等の管理上の措置として、事業者は、その規模や業態、取り扱う商品又は役務の内容等に応じ、必要かつ適切な範囲で、次に示す事項に沿うような具体的な措置を講じる必要があります。

1 景品表示法の考え方の周知・啓発

2 法令遵守の方針等の明確化

3 表示等に関する情報の確認

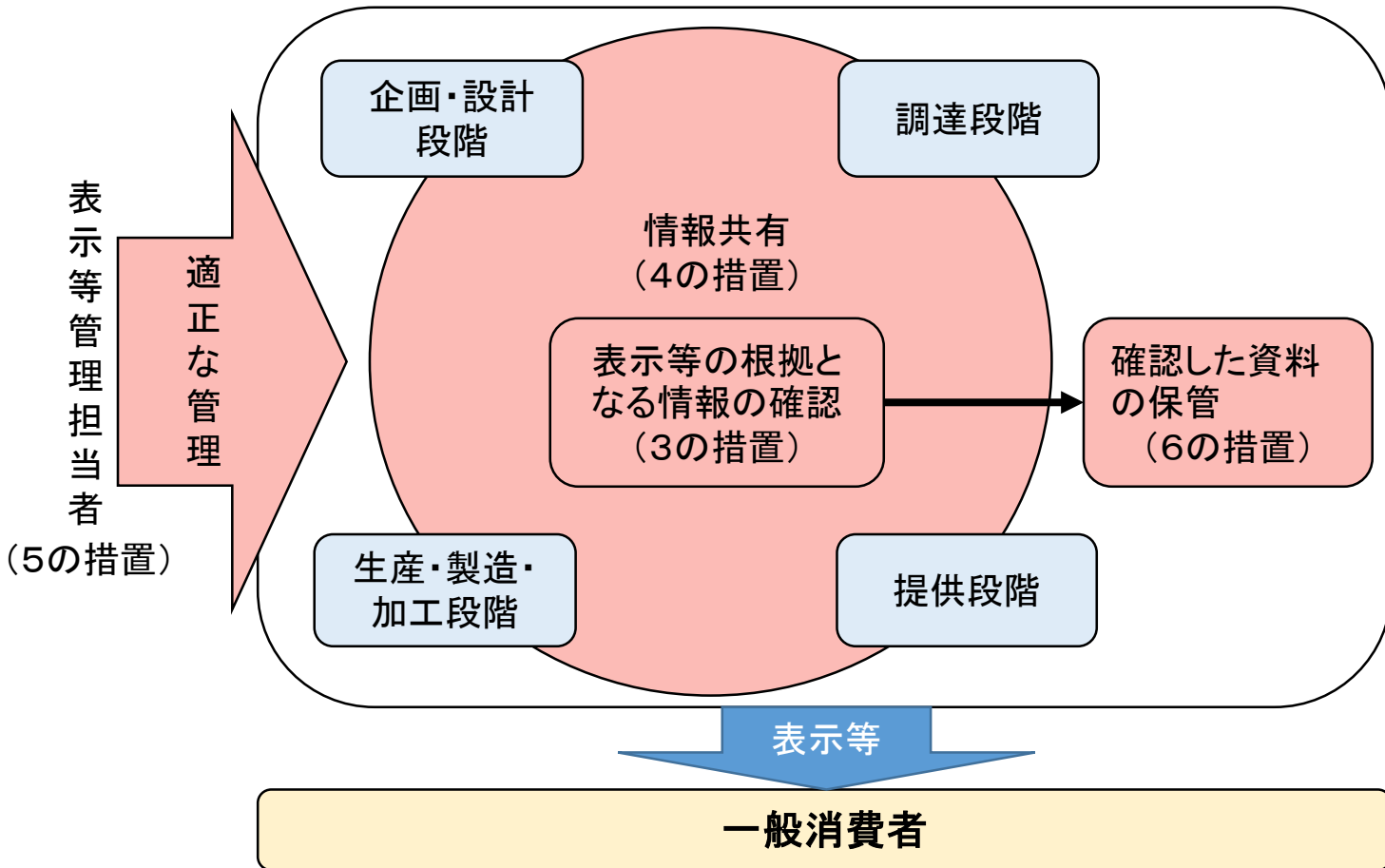
4 表示等に関する情報の共有

5 表示等を管理するための担当者等を定めること

6 表示等の根拠となる情報を事後的に確認するために必要な措置を採ること

7 不当な表示等が明らかになった場合における迅速かつ適切な対応

## 3から6の措置を講じた体制の概念図



### 表示等の根拠となる情報の確認等の具体例

- ① 飲食業が「●●和牛のステーキ」と表示するに当たっては、調達段階で●●和牛であることを伝票等により確認し(伝票等を保管)、他の段階と情報を共有する。
  - ② 製造業が品質について表示するに当たっては、企画・設計段階において試験データを確認し(試験データを保管)、調達段階において仕様と同じ原材料を調達していることを伝票等により確認(伝票等を保管)するなどして、他の段階と情報を共有する。
  - ③ 小売業が景品類を提供するに当たっては、企画段階において景品類の価格の最高額等を見積書等により確認し(景品類の見積書等を保管)、他の段階と情報を共有する。
- (注)事業者によって表示等の根拠となる情報を確認する段階や保管する資料が異なります。

(具体例)「●●和牛のステーキ」と表示するレストランの場合

